

役員退職手当規程

平成4年 6月24日

規程第7号

改正 平成14年6月26日 規程第2号

改正 平成20年9月29日 規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、財団法人介護労働安定センター（以下「センター」という。）の常勤役員の退職金の支給について定めることを目的とする。

(退職金の支給)

第2条 退職金は、常勤役員が退職した場合（職務上の義務違反を理由とする解任により退職した場合を除く。）にはその者に、常勤役員が死亡した場合はその遺族に支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金は、常勤役員が退職した場合には、在職期間1月につきその者の退職時における本俸の月額額の100分の12.5の割合を基準とし、これにセンターが設置する評議員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額を支給する。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の月数の計算については、常勤役員となった日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、これは1月として計算する。

第5条 常勤役員が任期満了の日又はその翌日に、再び同一の役職の常勤役員を命ぜられたときは、その者の退職金の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

2 常勤役員が任期満了の日以前において、役職を異にする常勤役員となったときは、その者の退職金の支給については、当該常勤役員となった日の前日に退職したものとみなす。

(実施に関し必要な事項)

第6条 退職金の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成4年7月1日から実施する。

附 則(平成14年6月26日規程第2号)

- 1 この改正は、平成14年6月26日より実施し、平成14年4月1日より適用する。
- 2 平成14年4月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合であって、その者の退職の日の本俸の月額が基準日の前日のその者の本俸の月額を下回るときにおける退職手当の額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、基準日の前日における本俸の月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額と当該退職の日における本俸の月額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額との合計額とする。
- 3 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第4条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

附 則(平成20年9月29日規程第1号)

- 1 この改正は、平成20年10月1日より施行する。
- 2 平成20年10月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合の退職手当の額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、基準日の前日における本俸の月額に任命の

日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額と当該退職の日における本俸の月額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を基準とし、これにセンターが設置する評議員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額との合計額とする。

- 3 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第4条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。